

県南広域振興局長告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年3月2日

県南広域振興局長 佐々木 隆

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500645	社会福祉法人ふるさと 福祉会	ふるさと福祉会指定訪問介護 事業所	胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻 21番地19	令和3年4月1日